第 22　採水口
（条例第 41 条の４に定めるもの）

１　水源

水源が結合金具の位置より低い位置にある採水口（以下「採水口より下の水源を有する採水口」という。）は、配管の下端の位置（ろ過装置を除く。）までを有効とするとともに、有効水量の深さは１メートル以上とすること。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差 4.5 メートル以上ある場合は、地盤面から落差 4.5 メートル以内の部分を有効水量とすること。◆

２　配管

⑴　配管は第１屋内消火栓設備４⑴、⑹、⑺、⑼から⑿まで及び⒅に準ずるほか、加圧送水装置を設けた場合にあっては、配管には、その表面の見やすい箇所に採水口用である旨を表示すること。◆

⑵　採水口の結合金具は、地盤面からの高さが 0.5 メートル以上１メートル以下とするとともに、採水口の結合金具が呼称 75 のねじ式受け口の場合は、採水口に呼称 75 のねじ式の差し口蓋（覆冠）を、呼称 65 の差込式の差し口の場合は、呼称 65 の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。◆

⑶　採水口より下の水源を有する採水口に設ける配管には、ろ過装置を設けること。◆

３　加圧送水装置

加圧送水装置を設ける場合は、第１屋内消火栓設備２⑴、⑵、⑷から⑻まで、３及び４⒀に準じて専用の加圧送水装置（ポンプを用いる加圧送水装置に限る。）を設けること。◆

４　結合金具

採水口の結合金具は、連結送水管の送水口付近に設けること。◆